

習志野の公民館活動の経過についてまとめてみました。
公民館の研究会合へのメモです。(未定稿です)

2019---4-----

文化振興計画による社会教育行政の樹立に向け 大久保の施設再生計画と今後の社会教育体制の樹立について

大久保の施設再生計画が着々と進捗しています。

当事業において、最も評価される点は行政の公会計改革に基づく事業の見える化と資産の効率的な利活用、そして教育投資(社会教育)にあります。 ← 当該計画は、単に公共施設の再編・統合化の合理性、資金化を指向しているだけで、今後の経営戦略があまり語られていない。

特に施設貸出等サービス事業ばかりでなく、社会教育に基づく学習者の涵養、組織活動の支援が積極的に推進されなければ、事業の目的効果は十分に達成されたことになりません。

事業推進計画には、図書館や公民館、いわゆる社会教育法において推進すべき社会教育事業については、教育委員会(行政)において、

また、施設再生により統合化した施設の管理・運営サービスについては、当該建設事業を推進する民間 SPC への委託化することです。

事業の権原者は、社会教育推進の教育行政、教育委員会でもあることを確認したい。

そして、徐々に事業の全貌・進捗状況が明らかになってきました。

施設再生工事は、本年 10 月に終了し、諸施設の新たなサービスがスタートします。

しかしながら、本来の社会教育の振興・発展の使命を担った社会教育施設である図書館・公民館について、教育委員会(行政)の方針・対応が十分に見えてきません。

議会において、それらしい質問が出るのですが、殆どの説明論理は、施設再生、統合の説明ばかりで、施設提供サービスの「貸出しシステム」の導入あたりまでの、説明までです。

これら施設統合によってあらたに期待される住民の生涯学習の成果については、教育委員会(社会教育行政)の執行、支援に期待することのようなのですが、、、？。

本来、社会教育施設(図書館・公民館等)は、地方自治体の教育政策の実現の場所(施設)、機会であり、教育事業(計画・実践)あつての教育機関としての施設であり、その効果的な有効活用であります。

それで、せっかく施設がリニューアル・増床、移転新築されたにもかかわらず、

今後の社会教育の展望も含め、教育政策として、十分に教育委員会(行政)は、これからのこと、展望を語っていくべきなのに、(社会教育計画・事業は、どうなっているのか、事業体制など、「運営基準」に基づく社会教育施設としての認可・変更等の報告手続について、上位機関(県)との「事前協議・報告」がなされなければなりません。

昨年、公民館事業については、公民館運営の諮問機関である「公民館運営審議会」から「これからの公民館のあり方」について諮問・答申がなされました。

「大久保公民館は、他の地区館の事務統合館としての役割をはたす。専任職員の配備と職員研修を通じ、事業の質的向上を果たされたい」、との答申を受けているようです。

まさに公民館運営において、公民館運営審議会における諮問・答申の住民サイドに立った民主的な手続きです。

一方、図書館においては、施設の増床、リニューアルについて、社会教育委員会にて協議・報告すること、しかし、こちらも本来業務である今後の事業運営については、ほとんど語られておりません。

教育委員会としても昭和 30 年代から推進してきた「習志野の社会教育」の新たな転機、発展、活動の向上への機会として捉え、施設整備ばかりでなく、本来担うべく「社会教育事業の課題・方法・展望」を十分に語っていただきたいです。

以下、習志野の社会教育活動の経過をダイジェストしました。

(社会教育行政改革)

S21 年 文部次官通牒 寺中構想 →戦後復興、青空公民館活動

S22 年 教育基本法の制定(学校教育法・社会教育法、教育行政法)

S25 年 社会教育法の制定(公民館、図書館、博物館法と言われる)→福祉・教育・文化の陶冶→消防団、青年団、婦人会、隣保会→生活改善運動、図書館法、博物館法の分離

S34 年 社会教育法の一部改正(施設整備補助金制度)→「施設、運営レベルを維持する運営基準」

↓ (本市の状況)

当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘、事務体制の整備、本格的な社会教育施設として菊田公民館整備の準備へ

S 4 5 年、本市のまちづくりの理念として「文教住宅都市憲章」を制定し、教育政策(家庭教育・義務教育・社会教育)をその主軸とした。

以後、教育基本計画の基本理念として、義務教育、社会教育、文化・スポーツ振興計画を行政の柱としている。S 4 6 年 5 月、本市初の社会教育施設である「菊田公民館」設置。

↓

S46 年、急激な社会状況の変化に対応する、**都市コミュニティの形成**へ。(46 答申)→施設社会教育の振興・社会教育施設整備へ(公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進)→菊田公民館を設置→学級・講座活動を推進→ **(詳細本市の経過参照)**

↓

S56 年の「社会教育について」の答申→社会教育の役割として、**家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化の体制づくり」**へ

↓

H4 生涯学習振興法施行、本市では「生涯学習のまちづくりを建議」(石川龍三郎) →生涯学習によるまちづくり推進 → **地域学習圏事業の推進・市民カレッジを設置**

↓

1998 年 非営利事業・NPO 法の整備→非営利活動の法的整備、社会教育関係団体の活動の充実化へ

↓

公益法人法改正 H16、20 年施行→あらゆる団体・組織の自立化促進→法人化へ→社会教育関係団体の自立化の促進 、、→文化ホールの公益法人化(民法財団→公益法人)

↓

(地方自治体としての行政対応)

地方自治行政の樹立→地方分権→公共経営→民間協働→行政改革推進 → NPM 推進 → 財政健全化→ 公会計改革推進→、検査・監査・評価の確立、推進へ。

↓

そして

「大久保の施設再生統合計画」については

(現時点における本市における施策対応)についての方針)

→公共施設再生計画→社会教育法に基づく施設事業→教育委員会(行政)による事業実施と
→施設統合等管理業務→民間委託化を区分けし、←「大久保の施設再生統合計画」

(事業開発方針)

→大久保施設再生事業化(PFI 事業)→SPC へ委託(市・業者・利用者団体による運営協議会設置)と

→大久保公民館の改築に伴い**新たな社会教育体制の樹立にむけての戦略とする**(戦略・計画化が不十分の現状?)

↓

そして、今回(H29)の文化庁提案の「文化振興計画」を社会教育法に基づき、築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげ → 文化振興計画によるまちづ

くりへ発展させるものとし、→生涯学習のまちづくり、地域文化振興を通じてまちの文化の活性化を通じて、地元産業振興、観光振興へ反映させるなど、事業効果を期待するものとする。

あらためて「習志野市の社会教育行政の事業の経過」として

先の社会教育状況の経過を背景に、

→習志野の社会教育体制・経過は、つぎのとおりです。(←習志野の教育の歴史)

S30年代～社会教育行政の樹立をめざした

藤崎・八剣台地(鷺沼 1~2 丁目菊田川沿い)の遺跡調査から→文化財行政の樹立へ(専任学芸員の配置)

そして、40年代、青年館、地域集会所、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。(宮原教育長)(三上教育次長)

S45の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章を制定」し、教育基本計画、→社会教育の事業戦略として「社会教育施設整備計画」を策定(吉野市長)。→公民館、図書館、博物館の施設計画を作成。「社会教育委員会」を設置し、最初に菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開した。←(公民館の設置及び運営に関する基準)長期計画整備方針：中学校区をエリアとし、(法に準拠)とした地区館構想を表明し、(三上教育次長→吉野市長)

公民館整備計画は、菊田公民館→大久保公民館(←市民会館)→屋敷公民館→実花公民館→袖ヶ浦公民館→谷津公民館→新習志野公民館を整備してきた。←(地区公民館整備構想を達成、事業活動の充実化へ)

図書館は、大久保分室、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館体制へ→東習志野図書館→谷津図書館→新習志野図書館→藤崎図書館を整備

博物館は、藤崎堀込め貝塚・鷺沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の教育センター展示→菊田神社 付近構想、城址公園構想、教育委員会分室に資料室、保管庫設置など→谷津貝塚の資料、ドイツ捕虜収容所等展示などが課題

(昭和～平成への行政の経過)

さらに、これらを主計画としながら、長期計画(目標)として市域を4地域(西部、中央、東部、埋立地)に区分し、地域文化圏構想を描いていた。

この間、S53年には、習志野の文化の殿堂、シンボルとして「習志野文化ホール」、4つのコミセン、地区保健ヘルス・2つの福祉センター、等の整備をしてきた。

昭和年代末には、ほぼ地区計画を達成→地域圏構想へ移行しつつあった。(代々の教育長)

そして、平成 10 年代からは、

↓

社会・経済の不況化の状況に至り、長期・基本計画が見直され、行政改革時代へ、

↓

現代的に 40 年の経過とともに公共諸施設の老朽化が進んできている。

→財政健全化戦略として、「行政改革」→「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクトの推進」←公共施設の統・廃合(施策の集中と選択)→(公共施設再生計画)

→大久保施設再生統合計画 →PFI 事業 →三者協議会(市・業者・利用者団体?)

(主な内容)

既施設のリノベーションとして

図書館増床

市民会館、公民館の移転・改築

公共諸施設の管理・運営の統合化→施設の管理運営の委託化

教育委員会は、社会教育施設の再整備を通して、社会教育体制の再構築を図るため、→社会教育法に基づく社会教育施設(図書館・公民館)は本来業務(社会教育事業)の樹立化と管理業務部分の民間委託化を検討した。

(社会教育事業の点検)

「社会教育施設」

大久保公民館

- ・地区館の統合館としての役割、機能 ← H30 公民館運営審議会答申
事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、支援事務、
専任職員の配備・職員研修の推進、中央館としての役割りとして予算、決算、公運審等
- ・施設・管理業務の委託→SPC へ
- ・施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発

大久保図書館

→貸出業務の委託化と本来業務である蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス業務の推進、地区館事業の指導調整

「他の公共施設」

市民会館→管理・運営を委託

勤労会館、野球場、パークゴルフ場 →管理・運営委託
新規駐車場→SPC?

(今後の公民館の運営・活動について) ← 経年、公民館要覧(令和元年)より

「今後の公民館の運営・活動について」は、公民館運営審議会に諮問し、答申として、「今後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そして事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営のリテラシー・スキル」向上が、重要課題となる」、との答申を得ている。

さらに、(公民館事業の方法の改善策)については

→学級・講座・講演事業 →公民館で→地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等、サークル団体・育成など
→地域集会・イベント事業 →公民館で→地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援 など
→地区学習圏会議事業 →公民館 で→地域のボランティア人材育成、支援
→市民カレッジ事業 →行政(会場確保・学習内容・運営改善)で→法人化→リカレント教育・ボランティア等人材育成
→社会教育関係団体の支援事業(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化) →行政、公民館 で→ 個人・法人格形成、支援へ
→リカレント教育の推進(教育機関・大学との連携)、行政 →環境・防災・AI・ITC 情報等、学習領域の拡充へ

(図書館の改善)

→図書貸出(システム業務)→民間委託 →資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット →読書活動推進←お話し会・学校 →本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワーク

博物館計画(歴史資料館)

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ(市史編纂・民俗史料調査)→全国歴史資料等ネットワーク→歴史資料館計画づくり

(今後の課題の抽出と文化振興計画づくりへ)

習志野の社会教育発展への戦略として文化振興計画推進について述べてみました。

大久保の施設再生計画が十分な内実(社会教育の推進)が伴って始めて

まちづくり・市民の生涯の成果を得るのではないか

文教住宅都市憲章→教育基本計画(教育行政)→社会教育の樹立・発展は、
習志野のまちづくりの重要な政策・施策であります。

大久保の施設再生計画を今後の習志野の社会教育の発展→文化振興計画推進へとつなげて
いただきたいと思います。

習志野の社会教育施策情報の共有を図っていただきたいと思います。

文化振興計画については、公民館現場においてどのような実践が提案できるか、公民館
の重要な課題であります。社会教育のリテラシー、スキル向上を伴う職員の配置、研修を
進めるべきでしょう。

コミュニティの再築（行政の社会教育的支援 → 学習を通じたコミュニティ活動のビ
ジネス化 → 時代に対応する新コミュニティの形成へ

(文責 河野清一)

(参考資料)

公民館で地域がよみがえる 白戸 洋 著 松本大学出版会

いま、信州・松本の公民館が世界から注目されている！

2006年8月、ユネスコと松本大学が主催するプログラムを通じて、アジア・太平洋地域
の13の国から、政府要人や関係者50名が松本地域の公民館活動を学ぼうとやってきた。「地
域の住民が自分たちの問題を自ら解決する拠点として、公民館が大切にされていることに
私は感銘を受けました。国に戻ったらぜひこの経験を活かしたい」。パプアニューギニアか
ら参加したコミュニティ開発省のキドゥ大臣は、公民館を高く評価した。帰国した大臣は、
さっそく2007年1月に、総合コミュニティ開発政策を策定し、彼女の言葉どおり、全国に
松本のような公民館を設置する事業を開始した。

本書は、あらたなコミュニティを担う人材を育成して、地域の再生を図っていくという
問題意識の下、2006年8月に開催されたユネスコと松本大学が共催した「コミュニティ学
習センターに関する国際ワークショップ」を通じて明かになった公民館の現状や課題、可
能性についてまとめたものである。

前半部分は長野県及び松本市で取り組まれてきた公民館活動や公民館を拠点とした地域
づくりの取り組みを概観し、6つの公民館などの活動を紹介している。

後半部では「コミュニティ学習センターに関するワークショップ」の内容とその成果を
総括している。

民主党政権下で進められた地域主権との関係でも興味深いテーマだと思われる。著者は
「地域に任せるといわれてもそれを受け止めるだけの受け皿は地域にはない」と断言し、
問題意識を披瀝した上で、信州で長く住民自治の拠点として個人の教養を高めるだけでな
く、地域の課題を学習し解決に向けて自ら実践する拠点となってきた公民館の役割を見直

し、地域についての現代的課題を踏まえて住民自治の拠点として再構築することを提言している。

私も、松本市の地区福祉ひろば活動をこれまで見聞しており、注目すべき点を多々感じている。

しかし、社会教育としての公民館活動は日本全国で温度差があり、松本市のような活動が全国で展開されているわけではなく、全国のモデルになるとは考えにくい。

私は、学習する組織として公民館活動を新たに位置づけて、提起したことはおもしろいと思われるし、地域づくり活動の基礎を学習に求めることは正しいアプローチだと思われる。

本書を読んでいて公民館活動の必要性を強く感じたのは、低開発国の識字率向上を目指す活動との関係である。その意味で第 6 章はたいへん興味深く読んだ。松本市の公民館活動はアジアの国々への貢献としてたいへん意味があると思われた。

現場でのマネジメントや業務改善こそが重要

「教育行政の現場」は、制度・行革論ばかりが議論され、そこで働く職員のヤル気、付加価値生産性、自治に携わる政治家の資質など、人的側面が全く考慮されてこなかった。

審議してきた政治家（市長・市会議員、市民審議委員、住民）は、この大事な視点を持たないままの議論に明け暮れしている。

現場でのイノベーションや改革・改善・改良・工夫などが実は偉大な効果を発揮するものだが、それを認識せず、また公民連携（PPP）や ICT の活用などによって業務の仕方そのものを変えろという発想を駆使するが、枠組みだけを変えようとしても業務推進の経済性が出ないのは当然である。

何を生み出し、いかなる価値が創造されるのか、「アウトカム」の比較検討をせず、制度や枠組みの議論に終始したのは、多くの政治家が、自治の現場や自治体の経営を理解せず、関心すらなかったからだろう。

「教育行政の現場」と「市役所業務」の過誤を無くす努力、業務効率を高める努力、市民の満足度を高める取り組みなど、現場でのマネジメントや業務改善こそが、実は大事なのである。

現場を観ず、業務の仕方を知らないで、現場から一番遠いところで審議することの愚かさには早く気付くべきだ。